自治基本条例の趣旨及び目的

小美玉市は、平成 18 年 3 月 27 日に 3 町村が合併し、面積 1 4 0 . 2 1 k ㎡、 人口約 5 万 3 千人の市としてスタートしました。

合併後初の市長選挙において、島田市長がマニフェスト「今こそ51の宣言」 を掲げ、その一つとして「小美玉市自治基本条例の制定に向け、市民・市民団 体・有識者等による委員会を設置します」と宣言しました。

合併前は、それぞれ自治の実情が異なっており、合併後、一体となって力強く新市をつくりあげていくためには、『自治』について共通の認識・ルールをつくり、意識合わせをすることが不可欠であり、自治の基本事項を条例でわかりやすく定めることが有効であると考えたためです。

また、少子高齢化、人口減少、経済活動のグローバル化など自治体を巡る情勢は大きく変貌し、いかなる時代にあっても市民が誇りと愛着をもって住み続けられる自主自立のまちが求められています。

更に、地方分権一括法が施行され、地方自治体の位置づけが、それまでの国の下請け機関的なものから、国と対等な「地方の政府」へと大きく変化しています。自主的に地域のことを決定し、行動することが求められるようになり、地方自治体の役割と責任が増大しました。

小美玉市も上記のことから、新たな決めごととして「自治基本条例」を策定していく必要があると考え、「自己決定・自己責任の時代にふさわしい自治」を 模索するひとつの象徴的な取り組みとして自治基本条例を制定することとなり ました。